

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 新規就農 施設導入 / 機械購入 / リース / 改修 / その他
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業[畑作野菜] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
-----	--

アピールポイント	畑作物・野菜等の農業機械等のリース導入等及び農業用ハウス等生産資材の導入、次代への継承に必要な農業用ハウス等の再整備・改修等ができる。
----------	---

事業の趣旨	畑作・野菜等産地の収益力向上に向けた、販売額向上や生産コスト低減などの取組、新規就農者等への継承のためのハウス等の再整備・改修などの取組を支援する。	予算額(千円)	16,500	
		内訳	国	16,500
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 リース方式等による農業機械等の導入 (施設園芸品目における省エネ機器の設置費も対象) 2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウス等の再整備・改修 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 ※施設園芸エネルギー転換枠 ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用料の15%以上の低減 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等

麦 30ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜 10ha (中山間地域等 5ha)
大豆 20ha (" 10ha)	施設野菜 5ha (" 3ha)

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和6年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5080、直通017-734-9485)
------	------------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	生産基盤の整備 機械・施設の整備	暗渠排水 施設導入 / 機械購入 / リース
実施主体別		県 / 市町村 / 農業者の組織する団体、その他（コンソーシアム）

事業名		持続的畑作生産体制確立事業（国庫・継続）【そば関係】 【持続的畑作生産体制確立緊急支援事業】		
アピールポイント		そばの安定生産を図るため、湿害対策技術を新たに導入する取組を支援します。		
事業の趣旨	そばの安定生産体制の強化のため、そばの湿害対策技術の導入に向けた実証や湿害対策技術の新たな導入、機械のリース導入等の取組を支援する。	予算額(千円)	18,865	
		内訳	国	18,865
			県	
			その他	
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 技術講習会・栽培実証(10/10以内、補助金上限300万円) そばの湿害対策技術の導入に向けた実証及び当該技術で生産したそばの品質評価等に要する経費</p> <p>(2) 湿害対策技術の導入 (2,000円/10a) 小畦立ては種、弾丸暗渠など新たに湿害対策を導入する面積</p> <p>(3) 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入 (1/2以内、補助金上限1,000万円/台) 小畦立ては種機、弾丸暗渠機、サブソイラー など</p> <p>※(1)、(2)、(3)それぞれで支援内容が重複する申請は不可</p> <p>2 成果目標</p> <p>10a当たりの収量を青森県の平均単収直近7中5年平均以上とすること。既に県平均単収を超えている地区は、10a当たりの収量を直近7中5年平均と比較して2%以上増加すること</p> <p>《事業実施主体》 市町村、農業者の組織する団体、コンソーシアム（都道府県、実需者及び農業者を必須の構成員とする）等</p>	補助率	標準事業費	
		定額、1/2以内等	上限額が定められているもの有	
<p>【採択要件】</p> <p>1 技術講習会・栽培実証メニューは、受益農業従事者が5名以上であること</p> <p>2 湿害対策技術の導入は、新たに導入する面積が対象</p> <p>3 農業機械のリース導入等は本体価格が50万円以上の農業機械で、受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること</p> <p>4 導入する農業機械等の能力・規模が、受益面積等からみて適正であること</p>				
実施期間	令和6年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	生産基盤の整備	暗渠排水
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 法人 / その他（地域農業再生協議会）	

事業名	持続的畑作生産体制確立事業（国庫・継続）【種ばれいしょ、ばれいしょ関係】 【持続的畑作生産体制確立緊急支援事業】			
アピールポイント	ばれいしょの生産拡大のため、種ばれいしょの新産地形成やばれいしょの病害抵抗性品種の導入等や省力化機械のリース導入等を支援する。			
事業の趣旨	畑作産地において、病害虫の発生、需要の変化、労働力不足等に対応するため、種ばれいしょの供給力の強化、労働負担軽減のためのばれいしょの病害虫抵抗性品種導入及び機械化体系を確立するための省力機械のリース導入等を支援する。	予算額(千円)	18,865	
		内訳	国	18,865
			県	
			その他	
事業の内容等	<p>1 ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大(種ばれいしょ除く) (3,000円/10a)</p> <p>(1) 事業内容 事業実施年度のジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種等の作付面積のうち前年から増加した面積に対し支援</p> <p>(2) 成果目標（以下から1つ設定） ア 事業実施地区におけるばれいしょ作付面積のうちジャガイモシストセンチュウ等の抵抗性を有する品種の作付面積の割合を6ポイント以上増加又は、100%とする イ ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5%以上増加</p> <p>2 省力作業機械の導入（1/2以内 補助金上限1,000万円）</p> <p>(1) 事業内容 ばれいしょの生産拡大やコスト低減のため、基幹作業の省力化に資する農業機械のリース導入等に要する経費を支援</p> <p>(2) 成果目標（以下から1つ設定） ア 10a当たりの労働時間を3%以上削減 イ ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2ポイント以上増加 ウ ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3%以上増加</p> <p>《事業実施主体》 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会 等</p>	補助率	標準事業費	
		定額、1/2以内等	上限額が定められているもの有	
<p>【採択要件】</p> <p>1 ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大 直物貿易法（昭和25年法律第151号）第13条第1項により指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。</p> <p>2 省力作業機械の導入</p> <p>(1) 受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること (2) 農業機械のリース導入等は本体価格が50万円以上であること (3) 導入する農業機械等の能力・規模が、受益面積等からみて適正であること</p>				
実施期間	令和6年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5081、直通017-734-9485)	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 / 環境保全 / スマート農業 施設導入 / 機械購入 / リース / その他(改良)
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / 任意団体 / 地域農業再生協議会	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業 [稲作] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
-----	---

アピールポイント	稲作の収益力向上や次代への継承に必要な農業機械等のリース導入等ができる。
----------	--------------------------------------

事業の趣旨	稲作産地の収益力強化に向けた、販売額の向上や生産コストの低減などの取組に必要な農業機械のリース導入等や、生産基盤の次代への継承を目的とした農業機械等の再整備・改良などの取組を支援する。	予算額(千円)	6,375	
		内訳	国	6,375
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 収益力向上に必要な農業機械等のリース方式等による導入 2 生産基盤強化対策 (1) 後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした、農業機械等の再整備・改良 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。等

稲	50ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜	10ha (中山間地域等 5ha)
麦	30ha (中山間地域等 10ha)	施設野菜	5ha (" 3ha)
大豆	20ha (" 10ha)		

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和6年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)
------	------------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース
実施主体別		農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹の共同利用施設及び農業機械等が導入できる。			
事業の趣旨	農業の国際力強化を目的に、地域一体となって生産・出荷コストの低減、販売額の向上などに計画的に取り組む産地に対し、必要な農業機械の導入及びリース導入や集出荷施設の整備等を総合的に支援する。	予算額(千円)	213,885	
		内訳	国	213,885
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 生産支援事業 農業機械等の導入やリース導入、生産資材の導入等 2 整備事業 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者等	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 整備事業に当っては、施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。また、施設の規模に即した稼働期間と処理量等を確保することが確実と見込まれること。 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね50ha以上（中山間地域等は10ha以上）であること。 等 【令和6年度実施予定】 株式会社青研				
実施期間	令和2年度～	担 当	【生産支援事業】 りんご果樹課 生産振興グループ （内線5149、直通017-734-9492） 【整備事業】 農林水産政策課 産業技術高度化推進グループ （内線3232、直通017-734-9474）	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	機械・施設の整備	リース
実施主体別		市町村 / 協議会

事業名	青森県有機農業等推進事業費補助（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R5補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R6当初）】			
アピールポイント	市町村主導による有機農業の産地化に向けて、実施計画の策定や有機農業の生産から消費・流通までの一環した取組を支援			
事業の趣旨	地域ぐるみで有機農業の産地づくりを目指す市町村等が、有機農業実施計画の策定や、その実現に向けて生産から消費・流通までの一環した取組を行うことで、有機農業先進モデル地区の創出を図る。	予算額(千円)	7,000	
		内訳	国	7,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 有機農業実施計画の策定 (1) 有機農業実施計画策定に向けた取組 ア 検討会の開催 イ 試行的な取組の実施 (2) 有機農業実施計画策定の周知等によるオーガニックビレッジ宣言の実施 2 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 1で策定した有機農業実施計画の実現に向けた取組の実施 (1) 検討会の開催 (2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 (3) 課題解決に向けた調査等 (4) 有機農業実施計画の変更 《事業実施主体》市町村又は市町村が参画する協議会	補助率	標準事業費	
		定額	上限事業費	
		(機械リースは1/2以内)	1の有機農業実施計画を策定する市町村1か所あたり1,000万円 2については、計画策定後の翌年度は800万円、翌々年度は600万円	
	【採択要件】 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、当該計画の目標の達成が見込まれる内容となっていること。 2 事業で実施する各種の取組について、ホームページや広報誌、市町村が実施するイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されていること。 3 事業実施主体となる市町村においては、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に加盟していること、又は加盟する予定があること。 【令和6年度実施計画等】 黒石市			
実施期間	令和4年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備 機械・施設の整備	その他（麦・大豆の団地化の推進） 暗渠排水 / その他（麦・大豆の先進的な営農技術の導入） 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別	市町村 / 任意団体 / 地域農業再生協議会	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）（国庫・新規） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち新市場獲得対策のうち国産シェア拡大対策のうち麦・大豆機械導入対策】			
アピールポイント	麦・大豆の増産や安定供給に必要な農業機械等の導入等ができる。			
事業の趣旨	計画的に国産麦・大豆の増産や安定供給を目指す産地に対し、計画の実現に必要な農業機械等の導入を支援する。	予算額(千円)	16,500	
		内訳	国	16,500
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>麦・大豆産地の生産拡大に向け、生産性向上や効率化に必要な機械・施設の導入、リース導入及び改良を支援する。</p> <p>※機械等ごとに50万円以上5,000万円未満 ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費は機械ごとに50万円以上1億円未満とする。なお、5,000万円以上の農業機械の導入に係る上限事業費は、当該機械ごとの受益面積1haにつき75万円とする。</p> <p>※購入の場合は本体価格 ※リース導入等の場合は物件相当額で、リース期間は2年以上、法定耐用年数以内</p> <p>《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者が5名以上）、地域農業再生協議会、市町村、補助事業者が地方農政局長等と協議して認める団体</p>	補助率	標準事業費	
		1/2以内	※	
<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて、産地と実需が連携した麦・大豆国産化プランが策定されていること。 2 生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。 3 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。等 				
実施期間	令和6年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備 機械・施設の整備	その他（麦・大豆の団地化の推進） 暗渠排水 / その他（麦・大豆の先進的な営農技術の導入） 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別	市町村 / 任意団体 / 地域農業再生協議会	

事業名	麦・大豆生産技術向上事業（国庫・継続） 【麦・大豆生産技術向上事業】			
アピールポイント	麦・大豆の団地化の推進、生産性向上に向けた営農技術の導入、生産拡大に必要な農業機械等の導入等ができる。			
事業の趣旨	麦・大豆生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進するために、国産麦・大豆の生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援する。	予算額(千円)	71,893	
		内訳	国	71,893
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 生産性向上の推進（必須） 事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を上限額の範囲内で支援する。 ※1 上限額 50ha未満 100万円 50ha以上～150ha未満 200万円 150ha以上 300万円 《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者5名以上）、地域農業再生協議会</p> <p>2 新たな営農技術の導入 各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、営農技術を新たに導入する取組に対して支援する。 《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者5名以上）、地域農業再生協議会</p> <p>3 生産性拡大に向けた機械・施設の導入等 麦・大豆の生産拡大や成果目標の達成に必要な機械・施設の導入、リース事業、改良について支援する。 ※2 機械等ごとに50万円以上5,000万円未満。ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費は機械ごとに50万円以上1億円未満とする。なお、5,000万円以上の農業機械の導入に係る上限事業費は、当該機械ごとの受益面積1haにつき75万円とする。 購入の場合は本体価格。リース導入等の場合は物件相当額で、リース期間は2年以上、法定耐用年数以内。 《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者5名以上）、地域農業再生協議会、市町村、補助事業者が地方農政局長等と協議して認める団体</p> <p>4 市町村による生産性向上の取組 本事業を実施するために必要な会議・研修会の開催、実需者との意見交換会等に係る経費について支援する。 《事業実施主体》 市町村</p>	補助率	標準事業費	
		定額	※1	
		定額	上限 10,000円 /10a	
		1/2以内	※2	
		1/2以内	「新たな営農技術の導入」の事業費の10%以内	
<p>【採択要件】</p> <p>1 国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて、産地と実需が連携した麦・大豆国産化プランが策定されていること。</p> <p>2 生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。</p> <p>3 「生産性向上の推進」に必ず取り組むこと。</p> <p>4 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。等</p>				
実施期間	令和5～6年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース
	融資制度	融資
実施主体別		市町村 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（国庫・継続）			
アピールポイント	認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な長期で低利な資金を貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者が農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械、農地等の取得費用を低利で長期に貸付けする。	予算額(千円)		
		内訳	国	—
			県	—
		その他	—	
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 農地等の取得 (2) 農業用施設、機械等の取得 等 2 貸付対象者 認定農業者 3 貸付利率 0.60%～1.10% ※R6.3.18現在 4 償還期間 25年以内（うち据置10年以内） 5 貸付限度額 (1) 個人 3億円（特認 6億円） (2) 法人 10億円（特認30億円） 6 融資率 100%	補助率	標準事業費	
		利子分 に対し 国 10/10 （無利子化措置の対象となった場合）	—	
【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。 【令和6年度金利負担軽減措置】 令和6年度に認定農業者が新たに借り入れるものについて、目標地図に位置付けられた者、人・農地プランに位置付けられた者及び農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者は、貸付当初から5年間に限り無利子となる。（ただし、安定化長期資金、補助残融資資金除く）				
実施期間	平成6年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ （内線4799、直通017-734-9459）	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備 機械・施設の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 暗渠排水 / 用排水路 / その他(農道・区画拡大等、先進的省力化技術の導入) リース / その他(GNSS基地局の整備、田んぼダム、病害虫対策、交換分合)
実施主体別	県 / 市町村 / 土地改良区 / 農協 / 農業法人 / 農地中間管理機構 等	

事業名	農地耕作条件改善事業 (国庫・継続)			
アピールポイント	農地の大区画化・汎用化など耕作条件の改善を機動的に進め、農地中間管理機構による農地集積・集約化を促進する。また、GNSS基地局の設置や田んぼダムの取組、病害虫対策等を実施できる。			
事業の趣旨	農地中間管理機構による農地集積・集約化を加速するため、畦畔除去等による区画拡大や暗きょ排水整備など多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める。	予算額(千円)	115,800	
		内訳	国	108,600
			県	4,400
			その他	2,800
事業の内容等	<p>1 定額助成 (1) 田の区画拡大 (2) 畑の区画拡大 (3) 暗きょ排水 (4) 湧水処理 (5) 末端畑地かんがい施設 (6) 土層改良 (7) 更新整備 (8) 条件改善推進費 (9) 高収益作物転換推進費 (10) 水田貯留機能向上推進</p> <p>2 定率助成 (1) 農業用排水施設 (2) 暗きょ排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農作業道等 (6) 農地造成 (7) 農用地の保全 (8) 営農環境整備支援 (9) スマート農業導入支援 (10) 管理省力化支援 (11) 品質向上支援 (12) 条件改善促進支援 (13) 高収益作物導入支援 (14) 指導</p> <p>3 農地集積推進助成</p> <p>《事業実施主体》 農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、農協、農業法人</p>	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
		定額国	100%	
		定率【県営】	国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%	
<p>【採択要件】</p> <p>1 地域計画が策定された区域で農地中間管理機構との連携概要を策定すること。</p> <p>2 地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病害虫対策計画、又は土地利用調整計画を作成すること。</p> <p>3 総事業費200万円以上であること。</p> <p>4 受益者数2者以上であること。 等</p> <p>【令和6年度実施計画等】</p> <p>1 実施地区 : 2地区</p> <p>2 関係市町村: 青森市、つがる市</p>				
実施期間	平成27年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 法人 / 個人 / 任意団体 / 公社	

事業名	園芸産地における事業継続強化対策事業（国庫・継続） 【園芸産地における事業継続強化対策】			
アピールポイント	農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等ができる。			
事業の趣旨	園芸産地における非常時の対応能力向上に向け、複数農業者による事業継続計画の策定や、事業継続計画の実践に必要な取組を支援する。	予算額(千円)	2,572	
		内訳	国	2,572
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備（定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画の策定に係る検討会の開催や、非常時の協力体制の構築に係る取組 等 <p>2 園芸産地における事業継続計画の実践</p> <p>(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証（定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力施工技術の研修会の開催、自力施工の技術を活用したハウスの復旧実証の取組 等 <p>(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策（1/2以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ハウスの保守管理及び補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪装置の設置、非常用電源の導入等の取組 <p>《事業実施主体》</p> <p>県、市町村、公社、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、特認団体 等</p>	補助率	標準事業費	
		定額	定額	
		1/2以内		
<p>【採択要件】</p> <p>1 県の園芸産地における事業継続推進計画に位置づけられていること。</p> <p>2 県以外が取組主体となる場合は、2戸以上の農業者から構成されていること。</p> <p>3 2のメニューの場合、以下を満たすこと。</p> <p>(1) 1の取組を実施すること。</p> <p>(2) 2の(2)の取組を行う場合は、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。</p> <p>(3) 2の(2)の取組を行う場合は、収入保険に加入すること。</p> <p>(4) 2の(2)の取組を行う場合は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。</p>				
実施期間	令和3～7年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5077、直通017-734-9485)	